

肢体不自由者の各教科における配慮事項はどのようなことか。

① 表現する力の育成

- 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童生徒の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことなどを表現する力の育成に努める。

② 指導内容の精選等

- 児童生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導する。
このほか各教科の目標と指導内容との関連を十分に研究し、その重点の置き方や指導の順序、まとめ方を工夫し、指導の効果を高めるようにする。

③ 自立活動の時間における指導との関連

- 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにする。
そのため、指導計画の作成に当たっては、一人一人の児童生徒についてどのような点に配慮して指導を行うのかを明確にする。

④ 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫

- 学習時の姿勢を保持することや学習課題等を認知することに困難のある者が増加していることから、児童生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫する。

⑤ 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用

- 児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。
なお、補助用具や補助的手段の使用の是非は、児童生徒の身体の動きや意思の表出等の状態やその改善の見通しに基づいて、慎重に判断することが重要である。